

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/joho/it/mynumber/index.html">http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/joho/it/mynumber/index.html</a>

執行機関名 茨城県知事

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	茨城県県営住宅条例(平成9年茨城県条例第54号)による特別県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成28年茨城県条例第16号)別表第1の5の項 茨城県県営住宅条例(平成9年茨城県条例第54号)による特別県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)	茨城県県営住宅条例(平成9年茨城県条例第54号)第1条, 第2条, 第3条の2 茨城県県営住宅条例施行規則(平成9年茨城県規則第63号)第22条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって<u>国民生活の安定と福祉の増進</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>(茨城県県営住宅条例)  第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、県営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。)及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)に定めるもののほか、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (3) 特別県営住宅 前号に掲げるものを除くほか、<u>規則で定める基準の収入のある者</u>に対して賃貸するための県営住宅をいう。</p> <p>第3条の2 法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準のうち、県営住宅等に共通するものは、次に掲げるとおりとする。  (2) 県営住宅等は、<u>安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備すること。</u>  (3) <u>県営住宅等の建設に当たっては、地域の特性に配慮した良好な居住環境の形成に資するように努めること。</u></p> <p>(茨城県県営住宅条例施行規則)  第22条 条例第2条第3号及び条例第44条第4号に規定する規則で定める<u>収入の基準は、入居の申込みをした日において、158,000円以上487,000円以下とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>茨城県県営住宅条例(平成9年茨城県条例第54号)  茨城県県営住宅条例施行規則(平成9年茨城県規則第63号)</p>